

第1回赤佐小学校運営協議会

会場：赤佐小学校 会議室

- 1 会長挨拶
- 2 校長挨拶
- 3 新規委員任命書交付
- 4 自己紹介
- 5 浜松市学校運営協議会規則の確認
- 6 議長の選出
- 7 前回議事録、令和7年度協議会自己評価の確認
- 8 熟議
 - (1) 学校運営の基本方針の確認
 - (2) 本年度の目標について
 - (3) 夢育やらまいか事業(CS加算分)に対する意見書について
- 9 連絡事項
 - ・本年度の学校支援活動について
 - ・次回開催日時と熟議内容

第2回運営協議会 令和8年10月2日(金)10時15分から11時45分

○特色ある学校づくりについて ○学校の抱える課題と改善策

令和8年5月1日(金)10時15分から11時45分

赤佐小学校運営協議会

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

改正 令和7年3月26日浜松市教委規則第6号

改正 令和8年3月23日浜松市教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(令7教委規則6・一部改正)

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民

等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
 - (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
 - (3) 児童生徒の健全育成に関すること。
- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(令8教委規則1・一部改正)

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(令5教委規則10・一部改正)

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

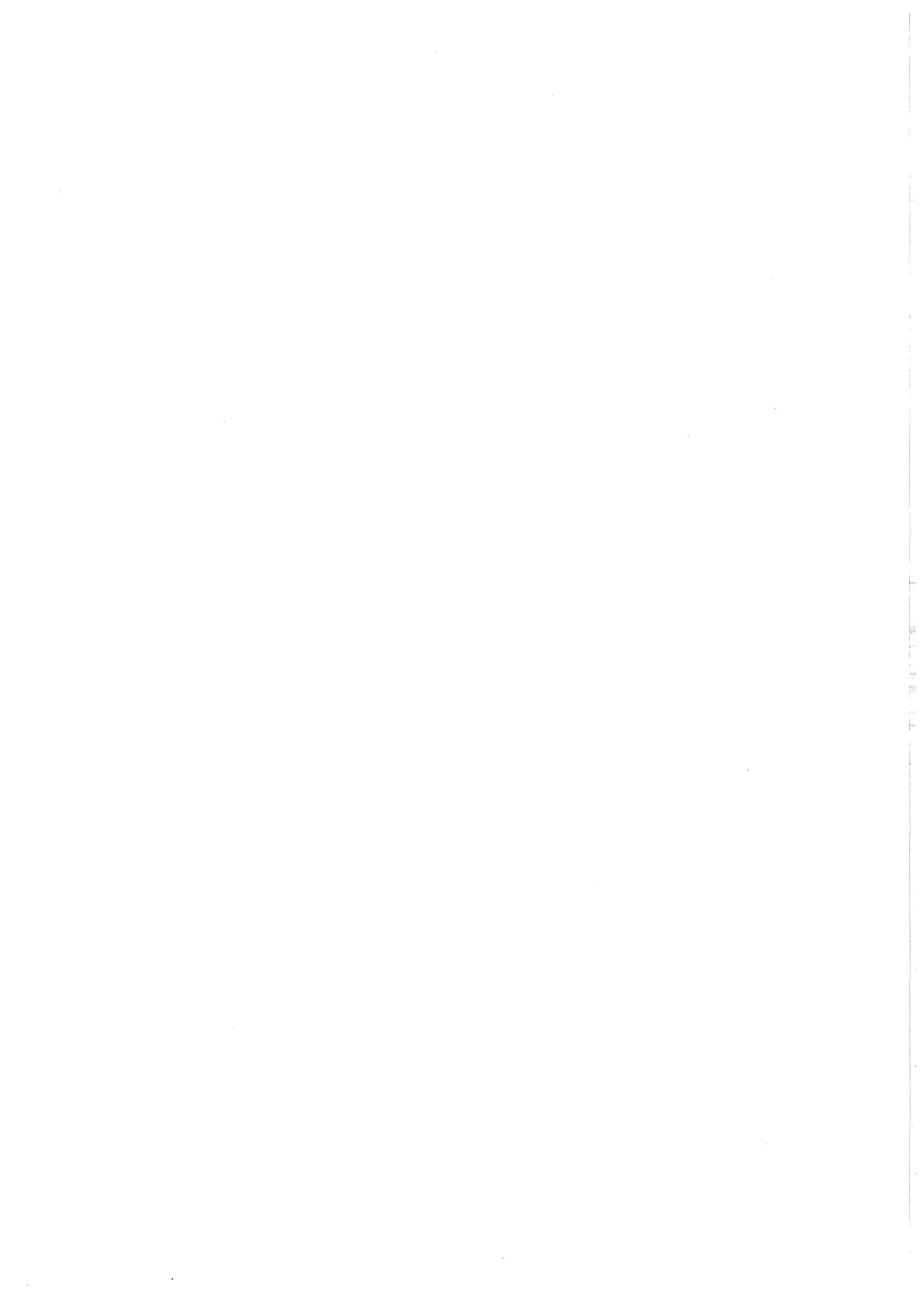
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



令和7年度 第4回赤佐小学校運営協議会 会議録（重点記録）

- 1 開催日時 令和8年2月20日（金） 10時40分～11時50分
- 2 開催場所 赤佐小学校 会議室
- 3 出席委員 山内正隆、大石祥範、西田和将、二橋純、湖東秀隆
- 4 欠席委員 内山真由美、野末智美、文屋沙弥子、石牧真志、平野裕一
- 5 オブザーバー 小杉幸次（中瀬協働センター）、桐畑千枝子
- 6 学校支援コーディネーター 伊藤登紀子、鈴木威志
- 7 学 校 白井伸博（校長）、山田広美（教頭）、各務光代（主幹）、徳田衛（CS担当）
湯澤亜湖（CSディレクター）
- 8 傍聴者 なし
- 9 会議録作成者 CSディレクター湯澤亜湖
- 10 議長の選出

司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、山内委員が本日の議長を務めることを申し出、全員異議なくこれを承認した。

11 協議事項

- (1) 前回会議録の確認
- (2) 学校関係者評価について（いじめ防止基本方針を含む評価）
- (3) 来年度の学校運営の方向性について
- (4) 学校運営協議会の自己評価について

12 会議記録

教頭から、委員総数10人のうち5人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

(1) 前回会議録の確認

教頭より前回の会議録の確認があった。

(2) 学校関係者評価について（いじめ防止基本方針を含む評価）

議長の指示により、主幹から学校関係者評価について、教頭からいじめ防止基本方針の評価について説明をした。

委員からは以下の通り意見があった。

- ・運営協議会のアンケート結果の数字が良いが、学校や生徒について詳しく把握しているとは言い難い。今後も学校と関わり合いをもち、現状を正しく把握できるようにしたい。

（二橋）

- ・挨拶について今後も考えていく。ブログ以外の発信方法を模索する必要がある。（西田）
- ・心のこもった挨拶の意味を考える。学力だけでなく外で遊ぶことも大切だと思う。（湖東）
- ・「明るい挨拶」という言葉の受け取り方に大人と子供とでズレがある。（山内）
- ・ブログの効果について考えたい。今は手間と効果が見合っていない状態。（校長）

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(3) 来年度の学校運営の方向性について

議長の指示により、校長から来年度の学校運営の方向性について説明をした。

委員からは以下の通り意見があった。

- ・学習カード等を活用した後にも子供たちのモチベーションを持続させたい。そのためには子供を丁寧に褒めることや評価することが大切。(山内)
- ・今年度から卒業文集ではなく、キャリアパスポートに代わった。時代の変化を感じる。(西田)
- ・今までの卒業文集には思い出の作文を書く傾向が多かった。キャリアパスポートには思い出だけでなく、今後の目標や将来の夢等を自身の成長記録として残すことができる。(校長)

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(4) 学校運営協議会の自己評価について

議長の指示により、教頭から学校運営協議会の自己評価について説明をした。

委員からは以下の通り意見があった。

- ・コミュニティスクールの情報発信は回覧板等でできている。(伊藤)
- ・歩道での旗振り係は一人に任せるのではなく複数人で取り組む方が良い。継続できる体制を整えていく。(鈴木)

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

<連絡事項>

○夢育やらまいかCS加算分の報告について

○次年度のさくらっ子の活動について

○次年度の協議会について

- ・桐畑さん、匂坂さんが新しく委員となる。湖東委員、西田委員、学校支援コーディネーター伊藤さんは今年度で退任する。
- ・令和8年5月1日(金)10時15分から次回会議を開催する旨の報告があった。

以上

(様式1)

学校番号 (小・中 73)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立 (赤佐小) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

- 明るい挨拶の推進
- 学校支援活動の充実

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ・学校運営の基本方針、いじめ防止基本方針についての説明を受け、意見交換しやすい雰囲気の中で熟議することを通して、共有することができた。
- ・挨拶、主体性、自分らしさのどれも抽象度が高く、さらに活動をしたからといってすぐに効果が出るものもなく、新たな視点で考えたり、新しいアイデアを出したりということはできていないように感じる。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ・クラブ活動、長期休みの居場所など、具現化が進んで成果が上がっている。
- ・学校が必要とする支援活動について、熟議された内容が具体的な取り組みにあまりつながらなかったように思う。特に登下校の旗振りや見守りに関しては、できる方や体制を早急に検討した方がよい。

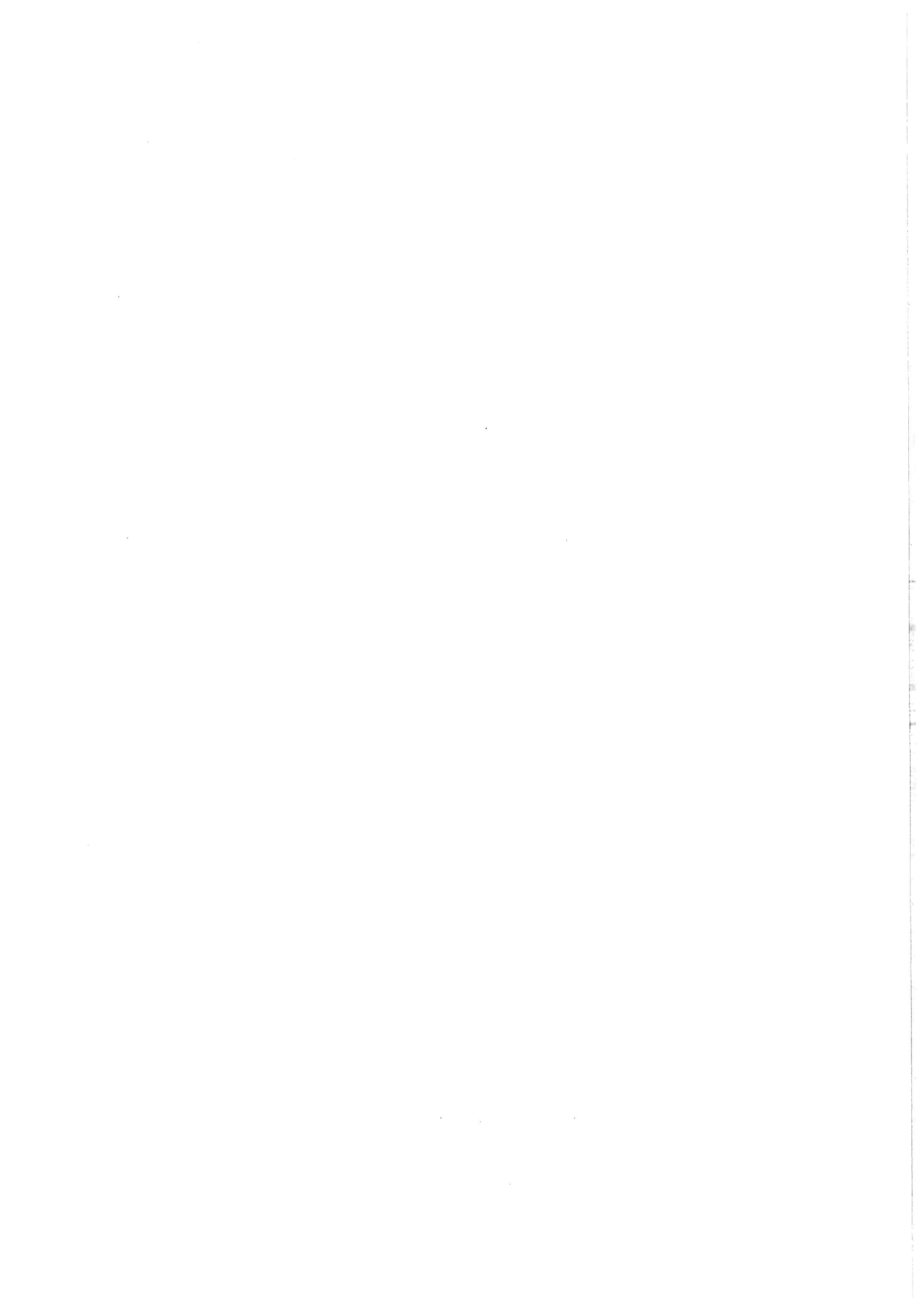
<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

- ・学校だよりでコミュニティ・スクールの取り組みが紹介され、保護者や地域自治会、SNS(さくら連絡網)登録者などに情報発信されている。しかし、内容の浸透に関しては不十分と思われる。特に、お子さんが在学していない地域住民の方に、小学校の活動や協議会での取り組みについてより知ってもらえる方法があまりないのが現状ではないか。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ・「自ら、自分のために、目に見える挨拶をする子」を育てる支援を継続して取り組んでみたい。
- ・子供たちの健全な育成に協力してもらえるような具体的な取り組みを計画していった方がよいのではないかと。まずは、旗振りを協力してもらえる方法を早急に検討した方がよいと思う。



【新学習指導要領】

理念：よりよい学校教育を通して
よりよい社会を創る

社会的変化を乗り越え、豊かな
人生を切り開き、持続可能な社会
の創り手となる子の育成

- ◆他者を価値ある存在として尊重
- ◆自分のよさや可能性を認識
- ◆多様な人々との協働

令和8年度

赤佐小学校グランドデザイン

学校教育目標

自ら学び 高め合う子

【はままつの教育】

基本理念：描く夢や未来の実現

～ 主体性、多様性・包摂性、
信頼・協働 ～

- ◆他者と協働し、
主体的に行動できるこども
- ◆自分らしさを大切にすることも
- ◆自己調整しながら、
粘り強く取り組むこども

学校経営目標 主体性と自分らしさが育まれる学校づくり

～あかるいあいさつ かがやく笑顔の さくらっ子 を合言葉に～

〈目指す子供像〉

自分らしさを輝かせながら、仲間
と協働して主体的に取り組む子

〈目指す学校像〉

一人一人が輝きながら、安心して
精一杯学べる、明日も楽しみな学校

〈目指す教職員像〉

一人一人の子供のよさをとらえ、
的確に褒めて伸ばす教職員

主体的に学ぶ子
(知)

自分らしく輝く子
(徳)

健やかな心・体をつくる子
(体)

★ キャリア教育の視点 ～生きる力～ ★



温かくかかわる力 (人間形成・社会形成の力)



チャレンジする力 (課題対応能力)

自分を見つめる力 (自己理解・自己管理能力)



つなげる力 (キャリアプランニング能力)

【知育部】



自分事として学びの
意味や価値が分かる

- 単元計画の工夫と共有
- 学び方の自己決定
- 学びの価値の言語化



課題に向かって
学びを進める

- 学習プロセスの可視化
- 目標に向かって
取り組む家庭学習



自分の考えをもち
協働しながら解決する

- 一人学びと協働

【徳育部】



明るい挨拶や
返事ができる

- 挨拶・返事の共通した
指導の場の設定
- OPTA活動と連携し、地域・
保護者と協力して
挨拶推進活動



自分も仲間も
大切にする

- 良好な人間関係を
構築するための活動
- 委員会活動、学年集会、
学級活動の工夫
- 多くの仲間と
関わる場の設定



自分や仲間の
よさが分かる

- よいところを見つけて
伝え合う活動
- 教職員・保護者が子供に
よいところを伝える活動

【体育部】



目標に向かって
粘り強く挑戦する

- 学習カードや
キャリアパスポートの活用
- 発達段階に合わせた
場の設定



健康で安全に
学校生活を送る

- ウイズメディアデーの設定
- にこにこの日の設定
- 生活リズムカードの活用



仲間とともに体を
動かすことを楽しむ

- 運動委員会主催の
運動イベントの設定
- 運動場の使用機会の均等化

校内研修

主体的に学びに向かう子供を目指して

地域とともにある特色ある学校づくり～コミュニティ・スクール～

- ◇見守り、クラブ、図書整備などの支援ボランティア、教科学習や校外学習での学習支援ボランティア
- ◇地域の強み、材を生かした教育活動の展開 ◇学校、家庭、地域が協働して子供を育てる土壌づくり

働きやすい学校「チーム赤佐」

「不易」と「流行」を見極めた指導

(様式1)

令和8年5月1日

浜松市立赤佐小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 山内 正隆 様

浜松市立赤佐小学校運営協議会
会長 山内 正隆

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和8年5月1日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 子どもの【主体性】と【自分らしさ】を伸ばし、目指す子供像に近づけるためには、学校、家庭、地域が連携して子供の成長を見守る必要がある。
そこで、「挨拶」を軸に、3者が連携して取り組み、地域に情報発信をするための仕掛けを設定する。
- ② 子どもがより良い社会の創り手となり【なりたい自分】を創造する手立てとして、地域の素材や人材を活用することは有効である。
そこで、より良い生き方や地域の良さを学ぶにふさわしい方を講師として招聘する。

